


|  |               |   |
|--|---------------|---|
| <p>○ 岡山県行政組織規則の一部を改正する規則<br/>【規則】<br/>(県例規集登載)</p> | <p>目次</p>     | <p>岡山県公報</p>  |
| <p>行政改革推進室</p>                                     | <p>担当課(室)</p> | <p>発行<br/>岡山県</p>   |
|  | <p>目次</p>     |  |
|  | <p>担当課(室)</p> |   |

◎岡山県規則第五十五号

岡山県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年十二月十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県行政組織規則の一部を改正する規則

岡山県行政組織規則（昭和四十一年岡山県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第十五条の表中「整備班 計画班」を「整備班 計画班 借上住宅管理班」に改める。

第六十一条の三中第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 応急仮設住宅のうち借上型仮設住宅に関すること。

附 則

この規則は、平成三十年十二月二十日から施行する。